

中国の合法木材・木製品流通の取り組みについて

林 良興 (社)全国木材組合連合会主任研究員
[中国林業科学院客員教授・(独)森林総合研究所監事]

1. 中国の土地・森林所有制度

土地は2種類の所有制度、従って森林も2種類の所有形態：

中国の国土は、全人民所有地(国有地)及び労働大衆集団所有地(集体所有地)の2種類：国土に依存する自然資源(鉱山、河川、森林、山岳、草地、荒地、海浜等)は国有及び集団所有に属する(憲法9条)。土地所有権は国務院が国家を代表して行使し、具体的な行政は県以上の地方行政機関で行う。国有地の使用は、県級以上の政府機関が「国有土地使用権証明書」(土地管理法实施条例5条、15条)を発行し、機関、企業或いは個人に請け負わせることができる。

農村集団所有地は村の集団経済組織或いは村民委員会が所有権を代表し、県以上の政府機関で所有権の登録、権利証書発行、使用権の確認を行う(土地管理法10条、11条、14条、15条)。郷鎮所有地は郷鎮の集団経済組織が所有し(県級以上の人民政府が土地所有権証明書発行)。集団所有地は、当該集団の構成員或いは外部機関、企業及び個人に請け負わせ、農村水畜産業の経営に使用できる。林地の請負期限は30年~70年である(土地請負法20条)。経営権の譲渡、相続も認められている。

森林は土地に依存する自然資源で、上記に従い国有森林と集団所有林(森林法3条)の2種である。従って、機関、企業、個人が森林所有することはできないが、使用権請負制度により造林することができ、林地使用権と林木所有権が享受できる(森林法26条、27条)。国有林(全国森林の41.9%)は特定の経営管理機関(国有森林工業・林業グループ、国有林業局、国有林場など)により管理される。集体(団)林(全森林面積の56.8%)は、農村の郷、村の経営組織である郷村林場と農家へ請け負わせて経営する形態が主要である。企業への請負も行われている。

2. 中国国内の木材伐採・流通にかかわる法制度

中国では森林伐採に対して厳しい管理制度が行われている。森林伐採更新管理、森林伐採の定額(限度額)管理、年間木材生産計画管理、伐採許可管理等があり、国産材の合法性、持続可能性を確保する根拠になる。

1) 伐採更新管理規定では、用材林の伐採方法、森林の性質と伐採強度及び伐採後の森林管理(8条)、森林タイプ別の伐採許容性(9条)、伐採後の植林管理義務(15条)等を詳細に規定している。

2) 森林伐採限額管理：5年ごとに制定される伐採計画に従い、森林の年間伐採量を厳格に管理している(森林法29条)。国有林は、国有林経営管理企業、農場、工場などを単位

とし、また、集体（団）林、個人所有林は県単位で年間伐採限定量を制定する。各省（自治区、市）の林業主管部門が当該地域の伐採計画を取りまとめ、同級政府の審査を経て国務院へ提出する。国務院の批准がなければ計画は実施できない。天然林と人工林は別々に作成される。批准された計画は伐採限定額指標として下達され、各省（自治区・市）の主管部門が国有林各事業体と県に配分する。伐採限定額指標は絶対に突破してはならず、違法伐採となる。

3）年度木材生産計画制度（森林法 30 条）：全の商品木材は年度木材生産計画に組み入れられ、計画を超えて森林、木材を伐採する場合は乱伐とみなされ、法律に責任が追及される（森林法実施条例 39 条）。

4）伐採許可管理制度（森林法 32 条）：林木を伐採するに当たり、木材伐採許可証を申請し、認可された許可証に定めた事項で伐採しなければならない。木材伐採許可証の申請は、国有林業機関・企業等の事業体が林木を伐採する場合は、所在地の県級以上政府の林業主管部門、集体林の場合は県の林業主管部門或いは郷鎮人民政府に申請する。伐採許可申請の際に、伐採しようとする林木の所有権証明書或いは使用権証明書を提出するとともに、以下の書類を提出する。国有林企業の場合、伐採地域の調査、設計資料、前年度の伐採更新に関する審査報告書、その他の企業や事業体の場合、伐採の目的、場所、林種、森林状況、面積、蓄積、伐採方式と更新方法などを明記した書類、個人の場合、伐採の場所、面積、樹種、本数、蓄積、更新時期などを明記した書類（森林法実施条例 30 条）。

木材伐採許可証は森林伐採を行うときの法的根拠であり、伐採許可証には伐採面積、蓄積（本数）、樹種、伐採方法、伐採時期、更新の期限などを明記しなければならない。伐採を行う事業体は、伐採許可証で規定された通りに実行しなければならない。更新造林面積は伐採面積（本数）より少ないことは許されない（森林法 35 条）。更新期限は当年或いは翌年中に終わらなければならない。

5）木材運輸許可証：木材（原木、原枝条、製材、芯板、単板、包装箱板、門扉、窓枠、木炭、商品竹材、樹木・根株などを含む）を輸送するには、林業主管部門が発出する木材運輸許可証を、輸送の起点から終点までの全行程に木材と同行されなければならない。主要な林区には木材検査所が設けられ、搬出される木材の木材運輸許可証をチェックする。貨物と運輸許可証に齟齬ある場合は違法材として法律により処罰される。木材運輸許可証の申請には以下の書類を当該地域の林業主管部門に提出する；木材伐採許可証或いはその他の合法性を証明できる書類、木材検疫証明書、林業主管部門が規定した書類。この外、木材検尺検査表、希少樹種に関する許可証、育林費納入領収書、木材購入企業者の調書等を必要とする場合もある。木材を省外へ輸送する場合「省外木材運輸許可証」が必要で、これについては省の林業主管部門が統一管理し、地区政府の林業主管部門に委託して発行する。

輸入材の運搬も対象となる。輸入材の運輸許可証を申請する場合は、国産材と同じ証明書を提出する外に、輸入材の税関通関申告書と輸入企業を説明する資料を提出する。鉄道、

道路、水路など運輸業者は木材運輸許可証を有しない木材の運輸は、引き受けてはならない。違法が発見された場合は処罰される。駅、埠頭、貨物置場、木材市場に対する監督、検査を強化し、木材運輸許可証を持たない木材の運輸を発見すれば法律により厳しく処罰される。

6)木材経営加工管理制度: 森林法実施条例 34 条では「林区において木材業経営(流通、加工を含む)するには、県以上の人民政府の林業主管部門の許可を得なければならない」と規定されている。木材経営加工企業を新設するには、以下の条件を満たさなければならない。合法的な木材供給ルートを有し、木材供給源がその経営加工規模と相応しいこと、当該地域の木材経営加工業発展計画に附合すること、その経営加工規模に相応しい生産場所と施設を有すること、その経営加工規模に相応しい従業員と木材検査員を有すること、国家と地方の関係法律、法規、制度を遵守し、違法経営加工などの不良記録がないこと。年間 5 万 m³ 以上の木材を消費する加工企業を設立或いは拡張する場合、省林業主管部門の批准を得なければならない。10 万 m³ 以上の加工企業の場合は、省の批准を経て、国家林業局に報告しなければならない。

3. 中国の木材受給 (2008 年)

(1)中国の木材供給量

総供給量: 37,131.6 万 m³ 国内産による供給は商品材、農民自家用材・燃料材、木質繊維板で構成、輸入による供給は、原木、製材品、木質ボード類、家具、木質パルプ、古紙・紙製品、その他の木製品で構成。

内訳: 国産商品材 8,108.3 万 m³(22%)、農民自家用・燃料材 5,281.6 万 m³(14%)、繊維板・パーティクルボード 6,817.3 万 m³(18%)、伐採限度額超過材・持越材 1,400.0 万 m³(4%)、輸入原木 2,957.7 万 m³(8%)、輸入製材 1,009.0m³(3%)、輸入パルプ・その他の木製品 11,558.4 万 m³(33%)

総消費量: 37,144.4 万 m³

内訳: 工業及び建築業用材 27,640.1 万 m³ そのうち建築・内装用材 8,287.6 万 m³ 農民自家用材・燃料材 3,670.7 万 m³(9.9%)で構成。家具用材 4,477.8 万 m³、炭鉱業用材 1,042.2 万 m³、製紙業用材 13,014.8 万 m³

4. 木材貿易と合法材認証制度

中国は違法伐採材の問題は基本的に輸出相手国のガバナンスの問題であり、違法伐採材を排除することをたびたび世界に向けて表明してきた。国内では上に述べたように厳格な違法伐採に対する制度を確立しており、輸入材についても原産地管理を規定している(対外貿易法 22 条、34 条、輸入貨物原産地条例 11 条、税関法 24 条)。しかし、

1) 木材・木製品の輸出入管理制度: 貨物の輸出入に従事する対外貿易経営者は対外貿易主管部門或いはその委託機関に登録手続きをしなければならない。登録手続きを履行し

ていないものに対しては、税関はその輸出・輸入貨物の通関手続きをしない(対外貿易法 9 条)。中国は、ワシントン条約で取引が制限されている樹種、森林法 39 条で規定されている珍奇樹種以外は、原則的に木材、木製品の輸出入に対し、制限を設けていない(貨物輸入、輸出管理条例)が、現在までに 3 回の禁止貨物リストで、木炭を含む 12 種類の原木と木材製品の輸出を制限した。

5 . 中国独自の森林認証、木材流通管理認証の構築

2007 年 9 月に中国国家林業局は「中国森林認証 森林経営」(LY/T1714-2007)と中国森林認証 生産と流通の段階の管理」(LY/T1715-2007)を公布し、全国の自然条件、森林形態、経営タイプの異なる森林 24 か所での試行を行ってきた。この認証制度は PEFC に類似した制度であるが、現在までは分野別規格として検討されてきた。3 年間のモデル林による試行を経て、2010 年中に諸関連手続きを整備し、今後はさらに権威と強制力の大きい国家規格に格上げすることが進められている。

6 . 中国国内における FSC,PEFC、FIPC 認証取得の現状 (2009 年 12 月 31 現在)

(1)FSC 森林経営認証取得件数：21 件 (前年比 +6 件)

ア) 認証森林面積：1,365,779 ㊦ (前年比 402,709 ㊦増加、+41.82%)

イ) 森林タイプ別：天然林及び人工天然混交林 1,335,764 ㊦(97.80%)、人工林 30,015 ㊦(2.20%)

ウ) 森林所有形態別：国有林 1,167,216 ㊦(85.46%)、集体林 9,524 ㊦(0.70%)、社有林 45,233 ㊦(3.31%)、国有林・集体林の混在林 143,788 ㊦(10.53%)

(2)FSC・CoC(生産流通管理認証)：967 社 (前年比 359 社増加、+59.05%)

ア) CoC 取得企業の分布：(黒竜江、吉林、遼寧)(広東、浙江、江蘇)で 80%以上

イ) FSC 中国森林認証基準の制定のための基準作りが進んでいる。

(3)PEFC 認証：森林認証は中国森林認証体系が完成するのを待って相互認可に移るので、

現在は森林認証の実績は 0。PEFC・CoC 認証(生産流通管理認証)：87 社(前年比、56 社増加、+180.1%)、業種別内訳は、紙パルプ関係企業 53.3%、木材加工企業 20.28%、貿易企業 1.20%

(4)FIPC 認証：中国では 2007 年、天津 1 社、2009 年、大連 1 社の 2 社のみが取得。

7 . 全木連の中国における合法木材普及の活動

(1) 中国における合法木材流通に対する現状を、3 年間に涉って法制度、制度の構築

森林行政、木材流通等の多面的な調査を行い、報告した(全木連 HP:合法ナビ掲載)。

(2)21 年 11 月 18、19 日、中国広州市に於いて、全木連、中国木材・木製品流通協会、広東省木材産業協会の共催で「第 1 回日中木材貿易検討会」を開催、日本の取り組みを普及。

(3)22 年 12 月 1 日、中国大連市に於いて「第 2 回日中木材貿易検討会」開催予定。